

写

環 第61号

令和6年9月19日

神奈川県環境影響評価審査会会長 殿

神奈川県知事

神奈川県環境影響評価制度の見直しについて（諮問）

本県では、条例の見直しに関する要綱に基づき、条例を常に時代に合致したものとすることを目的とし、5年ごとに条例の見直しを実施しています。

このたび、神奈川県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）附則第5項の規定により、現行の県条例及びその運用について取扱いを検討し、対象要件の内容について見直しをすることとしました。

つきましては、県条例第75条第8号に基づき貴審査会の意見を求めます。

問合せ先

環境課環境影響審査グループ

電話 045 (210) 4070